

滝沢市男女共同参画計画

～たきざわ輝きプラン3～

資料編

目次

1	行政の取り組み内容	2
2	計画策定の経過	8
3	男女共同参画関係年表	9
4	関係法令等	10
	男女共同参画社会基本法	10
	岩手県男女共同参画推進条例	15
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	20
	滝沢市男女共同参画推進委員会設置要綱	31
5	令和4年度滝沢市男女共同参画社会づくりのための意識調査 集計結果	32

1 行政の取り組み内容

行動目標 1 男女共同参画の理解促進

施策の方向	行政の取り組み	担当課	事業等
1 男女共同参画に関する研修の充実、意識啓発	男女共同参画に関するセミナー等の開催及び情報周知	地域づくり推進課	参画・協働推進事業 ・男女共同参画に関する出前講座の実施 ・男女共同参画に関するセミナーやイベントの情報提供
		生涯学習スポーツ課	地域学習推進事業 ・男女共同参画に関する出前講座メニューの提供
	事業所向けセミナー等イベント情報の周知	観光物産課	労働環境整備事業 ・事業所向けに男女共同参画に関するセミナー等の情報提供
2 男女共同参画の法律・制度について学べる環境づくり	男女共同参画に関する法律・制度の周知及び啓発と活用の促進	観光物産課	労働環境整備事業 ・男女共同参画に関する法律制度に関する情報提供
		地域づくり推進課	参画・協働推進事業 ・男女共同参画の法律や制度に関する情報提供
	男女共同参画サポーターの育成支援	地域づくり推進課	参画・協働推進事業 ・いわて男女共同参画サポーター養成講座受講促進のための周知 ・市男女共同参画サポーターの会の活動支援

行動目標 2 仕事と生活の調和

施策の方向	行政の取り組み	担当課	事業等
1 ワーク・ライフ・バランス実現のための情報発信、意識啓発	ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動及び情報発信	地域づくり推進課	参画・協働推進事業 ・ワーク・ライフ・バランスに関する出前講座の実施 ・ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー等の情報提供
		生涯学習スポーツ課	地域学習推進事業 ・ワーク・ライフ・バランスに関する出前講座メニューの提供

施策の方向	行政の取り組み	担当課	事業等
2 多様な働き方の促進支援	就業に関する相談及び情報提供による支援	観光物産課	地域就業相談室管理運営事業 ・ 就職に関する相談及び情報提供 ・ 滝沢市地域職業相談室の運営
	自営業者へ向けた労働条件整備に対する啓発	観光物産課	労働環境整備事業 ・ 自営業者向けセミナー等の情報提供
	農業従事者の環境整備及びやりがい支援	農林課	農業担い手育成対策事業 ・ 新規就農相談支援・認定 ・ 農業従事者向けセミナーや交流事業等 ・ 農業女子を対象としたイベントの支援 ・ 農業次世代人材投資資金交付 畜産環境改善支援補助事業 ・ 酪農ヘルパー利用料補助
	職場における働きやすさの推進	総務課	職員研修事業 ・ 職員研修による産休・育休や年次休暇等の周知及び普及促進
3 多様なライフスタイルが実現できる支援	家庭生活における育児支援	健康推進課	思春期保健事業 ・ 思春期保健講演会開催 妊婦保健事業 ・ 両親学級、マタニティクラブ開催 育児支援事業 ・ 妊産婦・新生児等訪問、産後ケアの実施。幼児教室、ぴよぴよ広場、すこやか健康相談の開催たきざわ子育てダイヤル（健康推進課直通相談電話）の設置
		児童福祉課	母子・父子自立支援事業 ・ ひとり親世帯への支援（給付金や制度周知等）
	家庭生活における介護支援	地域福祉課	障がい者支援相談員設置事業 ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員の設置 ・ 障がい者支援相談員の設置
		地域包括支援センター	家族介護支援事業 ・ 家族介護者教室の実施
家庭生活における支えあいの推進	健康推進課	食生活改善推進員養成、育成事業 ・ 食生活改善推進員の普及活動の一環で男性を対象として行う料理教室の開催を支援	

施策の方向	行政の取り組み	担当課	事業等
	能力向上のための 情報提供	観光物産課	労働環境整備事業 ・能力向上のため、求職者支援訓練等の各種訓練、講習の情報提供

行動目標 3 安全安心な地域づくり

施策の方向	行政の取り組み	担当課	事業等
1 誰もが参加し やすい地域コ ミュニティづ くり	地域コミュニティ 団体への活動支援 及び連携	地域づくり推進課	地域自治活動事業 ・地域コミュニティ団体への活動助成 ・自治会長研修会、自治会役員研修会の開催
2 多様な意見が 反映できる地 域コミュニティ づくり	人権週間及び男女 共同参画推進月間 の啓発活動	地域福祉課	人権擁護事業 ・人権相談 ・啓発活動（人権教室） ・人権の花運動 ・学校訪問
		地域づくり推進課	参画・協働推進事業 ・いわて男女共同参画推進月間に合わせた啓発活動
	意思・方針決定過程 における女性の参 画拡大	地域づくり推進課	参画・協働推進事業 ・審議会、委員会や地域活動（自治会）等への女性参画の啓発
3 誰も孤立しな いためのネッ トワークづく り	地域ぐるみの子育 て支援	生涯学習スポーツ 課	地域学習推進事業 ・市地域婦人協議会女性リーダー研修会の実施 ・子ども会育成会指導者研修会の実施
		生涯学習スポーツ 課	家庭教育事業 ・小中学校家庭教育学級の実施 ・幼児家庭教育講座の実施
		児童福祉課	ファミリー・サポート・センター事業 ・子どもを持つ家庭が一時的に子どもを預かってほしい場合などに育児の支援を受けたい人と援助できる人の仲介を手助けする 放課後児童健全育成事業 ・放課後児童クラブの運営委託及び事務指導

施策の方向	行政の取り組み	担当課	事業等
3 誰も孤立しないためのネットワークづくり	地域ぐるみの見守り体制強化	地域福祉課	民生委員・児童委員設置事業 ・民生委員・児童委員の設置 ・委員活動費の支払い
		地域包括支援センター	介護予防普及啓発事業 ・運動機能向上教室、フレイル予防教室等の各種教室の開催 ・元気館の一般開放 ・市内各地区での地域リハビリテーション講座等の開催 認知症総合支援事業 ・認知症サポーター等養成講座の開催及びキャラバンメイトの支援 ・チームオレンジの結成及び活動支援 ・認知症カフェの開催
		学校教育指導課	学校安全体制整備推進事業 ・スクールガードの活動に対し、ボランティア保険の加入、証明書・ベスト・帽子の作成と配付を実施 ・各関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制整備事業推進会議の実施 ・各関係機関と連携し、滝沢市通学路安全推進会議の実施
4 防災における男女共同参画の推進	防災における男女共同参画の推進	防災防犯課	消防団等活動事業 ・女性消防団員の積極的な任命と研修等の実施 自主防災組織育成事業 ・地域防災リーダー養成講座の実施
		生涯学習スポーツ課	地域学習推進事業 ・防災に関する出前講座メニューの提供

行動目標4 多様性の尊重

施策の方向	行政の取り組み	担当課	事業等
1 多様性を認め合える意識づくり	多様性を認め合うための啓発活動	地域づくり推進課	参画・協働推進事業 ・市男女共同参画サポーターの会や市地域婦人協議会と連携した研修会等の実施 ・多様性を考える出前講座の実施
		地域福祉課	人権擁護事業 ※行動目標3と同様

施策の方向	行政の取り組み	担当課	事業等
	悩みを抱えた方への支援	生涯学習スポーツ課	地域学習推進事業 ・多様性を考える出前講座メニューの提供
		学校教育指導課	学校教育指導事業 ・学校教育専門員を配置し、児童生徒の教育活動のサポートを実施 ・滝沢市いじめ防止等対策協議会の開催
		健康推進課	精神保健相談 ・悩みを抱えた方に対して、精神科医が相談に応じます
2 自分らしさを活かした生きがいがづくり	高齢者の生きがい活動支援	観光物産課	滝沢市シルバー人材センター補助事業 ・シルバー人材センターの周知及び活用支援
		高齢者支援課	地域介護予防活動支援事業 ・睦大学の開校、情報提供
		地域包括支援センター	地域介護予防活動支援事業 ・いきいきサロン、介護予防教室の開催
	自分の能力を活かし、地域で活躍できる機会の提供	生涯学習スポーツ課	地域学習推進事業 ・学びガイドの活用促進のための情報提供
		健康づくり政策課	健康づくり事業 ・健康に関する正しい知識などを身近な人に伝える伝道師（健幸アンバサダー）を養成

行動目標5 あらゆる暴力の根絶

施策の方向	行政の取り組み	担当課	事業等
1 暴力根絶に向けた意識啓発、法制度の周知	DVの正しい理解や支援に関する情報提供	児童福祉課	DVの正しい理解や支援に関する情報提供
		地域づくり推進課	参画・協働推進事業 ・DVの正しい理解に関する情報提供
		生涯学習スポーツ課	地域学習推進事業 ・ハラスメント、DVに関する出前講座メニューの提供
	お互いを尊重し大切に思春期教育の推進	健康推進課	思春期保健事業 ・小中学生に向けた思春期保健講演会の実施

施策の方向	行政の取り組み	担当課	事業等
1 暴力根絶に向けた意識啓発、法制度の周知	暴力の根絶についての意識啓発	児童福祉課	児童虐待、DV防止について啓発活動や法制度の周知
		地域包括支援センター	総合相談支援・権利擁護事業 滝沢市民及び市内在住の高齢者にかかる、以下の相談及び対応 ・窓口及び訪問、電話等による総合相談対応、実態把握 ・ランチによる相談及び実態把握 ・高齢者の権利擁護、虐待防止の普及啓発 ・虐待通報受付及び対応
		地域福祉課	・障がい者の権利擁護、虐待防止の普及啓発 ・虐待通報受付及び対応
		地域づくり推進課	参画・協働推進事業 ・岩手県「女性に対する暴力をなくす運動」推進月間（11月）に合わせた啓発活動
	ハラスメント防止のルールの方策促進	観光物産課	労働環境整備事業 ・労働環境における相談会等の情報提供
		地域づくり推進課	参画・協働推進事業 ・ハラスメントについての出前講座の実施
		総務課	職員研修事業 ・ハラスメント実施対策ガイドブックに基づく研修を実施
2 DVの未然防止と相談体制の強化	DVの未然防止と相談体制の充実	児童福祉課	婦人相談員による相談窓口設置
	DV相談体制の周知及び体制強化	児童福祉課	・DV相談窓口の周知 ・DV相談窓口の関係機関との相互連携
		地域づくり推進課	参画・協働推進事業 ・男女共同参画サポーターの会と連携した、悩みを相談できるしくみづくり
3 被害者の自立に向けた支援体制整備	DV被害者の自立支援体制の確立	児童福祉課	DV被害者の自立支援

2 計画策定の経過

時 期		内 容
令和4	4月20日	男女共同参画推進委員長と意見交換（次期計画策定の進め方について）
	5月17日	庁議（計画策定に向けての報告）
	5月30日	庁議（17日庁議を受けての微調整）
	6月9日	議会全員協議会
	7月6日	第1回男女共同参画推進委員会 ・ 現行の計画についての説明 ・ 令和3年度までの振り返り ・ 次期計画策定の進め方について
	8月	男女共同参画社会について意識調査実施 ・ 対象：市内在住18歳以上の男女2,000人 ・ 回収率：36.9%
	10月15日	市地域婦人協議会及び男女共同参画サポーターの会研修会 ・ 次期計画策定についての説明
令和5	1月19日	男女共同参画推進委員長と意見交換（計画素案の確認）
	2月7日	庁議
	2月10日	第2回男女共同参画推進委員会 ・ 次期計画素案の確認 ・ 今後の策定スケジュールの報告
	2月15日	議会全員協議会
	2月15日～ 3月14日	パブリックコメント
	3月	意見の反映、計画確定
	4月1日	計画施行、ホームページ公表

3 男女共同参画関係年表

年	日本 の 動き	岩 手 県 の 動き	滝 沢 市 の 動き
1999 (H11)	●男女共同参画社会基本法制定(6月)		
2000 (H12)	●「男女共同参画基本計画」策定	●「いわて男女共同参画プラン」を策定(3月)	
2001 (H13)	●男女共同参画会議設置 ●男女共同参画局設置 ●第1回男女共同参画週間 ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)制定(4月)		
2002 (H14)		●「岩手県男女共同参画推進条例」施行(10月)	●「男女共同参画に関する住民意識調査」実施
2003 (H15)	●女性のチャレンジ支援策の提言(4月) ●次世代育成支援対策推進法制定(7月)	●青少年女性課を青少年・男女共同参画課に改称 ●「男女共同参画に関する苦情及び相談の処理制度」実施(4月) ●「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施	●男女共同参画計画策定懇話会及び男女共同参画計画策定検討委員会設置
2004 (H16)	●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の改正(12月施行)		
2005 (H17)	●育児・介護休業法の改正(4月施行) ●「第2次男女共同参画基本計画」策定(12月)	●「いわて男女共同参画プラン」を改訂(7月) ●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定(9月)	●滝沢村男女共同参画計画策定
2006 (H18)	●男女雇用機会均等法改正	●「男女共同参画センター」開設(4月) ●「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施	
2007 (H19)			
2008 (H20)	●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の改正(1月)	●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を一部改正(5月)	
2009 (H21)	●育児・介護休業法の改正(7月施行)	●岩手県男女共同参画審議会に新しい「いわて男女共同参画プラン」の基本的方向について諮問 ●「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施	●「男女共同参画に関する住民意識調査」実施
2010 (H22)	●「第3次男女共同参画基本計画」策定(12月)		●滝沢村男女共同参画計画中間見直し
2011 (H23)		●「いわて男女共同参画プラン」を策定(3月) ●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定(3月)	
2012 (H24)	●「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定(6月)	●「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施	
2013 (H25)	●若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ●「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる		
2014 (H26)	●配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の改正(1月) ●「日本の再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる ●「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置(10月)	●若者女性協働推進室を設置(4月)	●市制移行 ●自治基本条例施行 ●「男女共同参画に関する住民意識調査」実施
2015 (H27)	●女性活躍推進法の交付・施行(事業主行動計画の策定については2016年4月施行) ●「第4次男女共同参画基本計画」策定	●「第3回国連防災世界会議」において若者や女性の活躍支援の重要性を盛り込んだ「東日本大震災津波を教訓とした防災・復興に関する岩手県からの提言」を世界に発信(3月)	●「たきざわ輝きプラン2～滝沢市男女共同参画計画～」を策定(4月)
2016 (H28)	●女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 ●「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 ●G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意	●「いわて男女共同参画プラン」を改訂(3月) ●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定(3月)	
2017 (H29)	●刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)		
2018 (H30)	●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ●「セクシャル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定	●「男女が共に支える社会に関する意識調査」実施	●「たきざわ輝きプラン2～滝沢市男女共同参画計画～」の中間見直し
2019 (H31)	●女性活躍推進法改正		
2020 (R2)	●「第5次男女共同参画基本計画」策定		
2021 (R3)		●新しい「いわて男女共同参画プラン」を策定(3月)	
2022 (R4)			●「男女共同参画に関する住民意識調査」実施

4 関係法令等

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正：平成十一年 七月 十六日 法律 第一〇
二号

平成十一年十二月二十二日 法律 第百
六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関
する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二
十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重
と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向
けた様々な取組が、国際社会における取組とも連
動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の
努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟
化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応
していく上で、男女が、互いにその人権を尊重し
つつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、そ
の個性と能力を十分に発揮することができる男
女共同参画社会の実現は、緊要な課題となってい
る。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会
の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最
重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野におい
て、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策
の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基
本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向
かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画
社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に
推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、か
つ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力
ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男
女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、
並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明ら
かにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進
に関する施策の基本となる事項を定めることに
より、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計
画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対
等な構成員として、自らの意思によって社会のあ
らゆる分野における活動に参画する機会が確保
され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会
的及び文化的利益を享受することができ、かつ、
共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係
る男女間の格差を改善するため必要な範囲内
において、男女のいずれか一方に対し、当該機会
を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人
としての尊厳が重んぜられること、男女が性別に
よる差別的取扱いを受けないこと、男女が個人と
して能力を発揮する機会が確保されることその
他の男女の人権が尊重されることを旨として、行
われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、
社会における制度又は慣行が、性別による固定的
な役割分担等を反映して、男女の社会における活
動の選択に対して中立でない影響を及ぼすこと
により、男女共同参画社会の形成を阻害する要因
となるおそれがあることにかんがみ、社会におけ
る制度又は慣行が男女の社会における活動の選

択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社

会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関し行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の

促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以

外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和三十二年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

岩手県男女共同参画推進条例

平成 14 年 10 月 9 日条例第 61 号

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不断の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、この条例を制定する。

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 9 条—第 22 条）

第 3 章 岩手県男女共同参画審議会（第 23 条—第 31 条）

第 4 章 雑則（第 32 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

（1）男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

（2）社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

（3）男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及

び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようにすること。

(5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。

(6) 男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。

(7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。)を根絶するよう積極的な対応がなされること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待

遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画

の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 10 条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第 11 条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 12 条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第 13 条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 男女共同参画推進月間は、毎年 6 月とする。

(教育及び学習の推進)

第 14 条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第 15 条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業

に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第 16 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員(以下この条において「委員」という。)を置くものとする。

2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。

3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第 1 項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。

4 委員は、第 2 項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第 1 項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(調査研究)

第 17 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第 18 条 県は、市町村が行う法第 14 条第 3 項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他

の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間の団体との連携及び協働等)

第 19 条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

(拠点となる機能の整備)

第 20 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第 21 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 22 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 3 章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

第 23 条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(所掌)

第 24 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

第 25 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満としないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(任期)

第 26 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 27 条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 28 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 29 条 審議会は、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第 30 条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第 31 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 4 章 雑則

(補則)

第 32 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画は、この条例に規定する手続により定められた男女共同参画計画とみなす。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条
一第五条）

第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

第四章 保護命令（第十条一第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条一第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」

とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施

設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必

要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法

(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処

理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行って

いることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属

官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効

力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求す

ることができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者から

の暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲

げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用
第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける

身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する

暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止

及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

滝沢市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成 17 年 4 月 26 日告示第 82 号

改正 平成 18 年 3 月 29 日告示第 90 号

平成 23 年 7 月 15 日告示第 154 号

平成 25 年 12 月 13 日告示第 176 号

滝沢市男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 男女共同参画計画に関する重要事項を推進するため、滝沢市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、滝沢市男女共同参画計画「たきざわ輝きプラン」の推進及び進捗状況を管理するため必要な情報を収集し、普及活動に努める。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市内に住所を有する者(公募を含む。) 5 人

(2) 市内企業 2 人

(3) 関係団体 5 人

(4) 知識経験を有する者 3 人

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員のうちから互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民環境部地域づくり推進課において処理する。

(補則)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 4 月 26 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 29 日告示第 90 号)

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 15 日告示第 154 号)

この告示は、平成 23 年 7 月 15 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 13 日告示第 176 号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

令和4年度 滝沢市男女共同参画社会づくりのための意識調査 集計結果

目的

現行の滝沢市男女共同参画計画が令和4年度をもって終了することから、市民の意識の変化や課題を把握し、次期計画策定にあたっての行政施策の参考とするため。

調査時期

令和4年9月

調査対象

市内に居住する18～19歳、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳代以上の各区分の男女1,000人ずつ、計2,000人（無作為抽出）

回答数

738件（回収率36.9%）

H26年度調査：33.3%

滝沢市

(1)性別

	実数	構成比
女性	447	61%
男性	286	39%
答えられない	5	1%
合計	738	100%

H26（平成26年度 調査結果）	
197	59%
134	40%
2	1%
333	100%

(2)年齢

	実数	構成比
10歳代	16	2.2%
20歳代	76	10.3%
30歳代	116	15.7%
40歳代	105	14.2%
50歳代	137	18.6%
60歳代	99	13.4%
70歳代以上	189	25.6%
合計	738	100%

H26	
-	令和4年4月から成人年齢が18歳に引下げられたことにより、18歳以上（18、19歳）を調査対象に追加しました。また、滝沢市における高齢化率が19.91%（H26年6月）から26.40%（R4年7月）と上がっていることから、60歳代と70歳代以上の項目を分けました。
12.3%	
20.2%	
16.3%	
19.6%	
31.6%	
-	

(3)結婚の有無

	実数	構成比
結婚している(事実婚含む)	531	72.0%
結婚していない	134	18.2%
結婚していたが、離別・死別した	73	9.9%
その他	0	0.0%
合計	738	100%

(4)同居している家族(あてはまるものすべて回答)

	実数	構成比
なし(一人住まい)	93	10.8%
曾祖父母世代	0	0.0%
祖父母世代	26	3.0%
親世代	164	19.1%
自分の兄弟姉妹	52	6.1%
自分の子世代	334	38.9%
自分の孫世代	27	3.1%
自分のひ孫世代	2	0.2%
その他	161	18.7%
合計	859	100%

その他回答

・配偶者
・所有する隣家に子と孫
・同世代
・同期
・別居生活
・同居人

(5)職業

	実数	構成比	H26
農林業	14	1.9%	0.6%
商工サービス業	21	2.9%	4.0%
自由業	16	2.2%	1.8%
管理職	29	4.0%	6.1%
事務職	71	9.7%	7.0%
労務職	40	5.5%	7.6%
専門・技術職	127	17.4%	14.3%
非常勤・パート	126	17.3%	19.5%
専業主婦(主夫)	89	12.2%	12.5%
学生	27	3.7%	2.1%
無職(年金・金利生活者)	140	19.2%	19.2%
その他	29	4.0%	5.2%
合計	729	100%	

(6)(70歳未満のご夫婦あるいはご夫婦とそのほかの家族で暮らしている方)

現在の共働きの有無

	実数	構成比
共働きである	257	65.9%
共働きでない	133	34.1%
合計	390	100%

は最高値

問1 「男らしく」「女らしく」ということについてどう思いますか。

	全体		男		女		性別回答無	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
必要である	196	27%	99	35%	97	22%	0	0%
必要でない	219	30%	78	27%	139	31%	2	40%
どちらともいえない	292	40%	96	34%	195	44%	1	20%
わからない	27	4%	11	4%	14	3%	2	40%
合計	734	100%	284	100%	445	100%	5	100%

H26	男	女
57.9%	64.4%	53.8%
9.8%	11.4%	8.7%
29.9%	22.0%	34.9%
2.4%	10.5%	2.6%

H26調査時では、全体の半数以上が「必要である」と回答していましたが、今回の調査では、「どちらともいえない」「必要でない」の割合が上がっています。「男らしさ」「女らしさ」というジェンダー（社会的性別）の考え方に変化が見られます。

問2 「男は仕事、女は家庭」など性別によって役割を固定する考え方について、どう思いますか。

	全体		男		女		性別回答無	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
同感する	31	4%	22	8%	9	2%	0	0%
同感できない	484	66%	177	62%	304	68%	3	1%
どちらともいえない	209	28%	80	28%	128	29%	1	0%
わからない	13	2%	7	2%	5	1%	1	0%
合計	737	100%	286	100%	446	100%	5	1%

H26	男	女
10.9%	13.5%	9.2%
46.8%	42.9%	49.7%
41.3%	42.1%	40.5%
9.0%	1.5%	0.5%

「同感できない」が前回調査から数値を上げ、6割を超えています。問1同様「男らしさ、女らしさ」というジェンダーの考え方に変化が見られ、性別による固定的役割分担意識の解消を望む考えが高まっています。

問3 現在の生活や社会は、男女が平等になっていると思いますか。

	全体		男		女		性別回答無	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
平等になっている	85	12%	51	18%	34	8%	0	0%
平等になっていない	522	72%	184	65%	335	76%	3	60%
わからない	121	17%	49	17%	70	16%	2	40%
合計	728	100%	284	100%	439	100%	5	100%

H26	男	女
10.0%	23.3%	11.2%
59.4%	66.2%	74.5%
30.6%	10.5%	14.3%

「平等になっていない」と回答した割合が前回調査より上がり72%でした。

副問（問3で「2. 平等になっていない」と回答した方）あなたが男女の不平等を強く感じるのは次のどの分野ですか。あなたの考えに最も近いものを3つ以内で選び、番号に○をつけてください。

	全体		男		女		性別回答無		H26	男	女
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
社会通念、慣習、しきたり	432	34%	160	36%	270	34%	2	29%	32.5%	32.8%	32.3%
家庭生活	229	18%	51	11%	176	22%	2	29%	18.5%	10.9%	23.1%
職場	258	21%	99	22%	157	20%	2	29%	30.1%	31.3%	29.4%
学校教育の場	28	2%	13	3%	15	2%	0	0%	10.0%	0.5%	1.3%
政治の場	160	13%	65	15%	94	12%	1	14%	8.5%	9.4%	7.9%
法律や制度	140	11%	55	12%	85	11%	0	0%	9.3%	14.6%	6.0%
その他	10	1%	5	1%	5	1%	0	0%	2.0%	0.5%	0.0%
合計	1257	100%	448	100%	802	100%	7	100%			

「その他」の内容：女性が厚遇されすぎている／給料の格差／必ずしも平等にしなければいけないには限度があるので、時と場合でいいと思う／そもそも男女の平等を考えること自体が平等ではない

1位「社会通念、慣習、しきたり」 2位「職場」 3位「家庭生活」となりました。
 いまだ固定的性別役割分担が社会に根強く残っていると考えられます。

問4 仕事をする上で、一般的に女性はどのような存在だと思いますか。

	全体		男		女		性別回答無		H26	男	女
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
男性にとって対等なパートナー	348	48%	174	61%	174	40%	0	0%	47.2%	56.1%	41.8%
仕事の遂行能力で男性を上回る存在	25	3%	16	6%	9	2%	0	0%	4.7%	5.3%	4.3%
男性にとって気の利く補助者	61	8%	22	8%	39	9%	0	0%	17.9%	15.9%	19.2%
仕事への意欲、責任感、体力等が男性に比べ劣る存在	41	6%	12	4%	29	7%	0	0%	6.7%	7.6%	6.3%
生理、妊娠、出産など仕事に支障を持つ存在	118	16%	15	5%	102	23%	1	25%	11.7%	6.1%	14.9%
わからない	108	15%	36	13%	70	16%	2	50%	10.9%	8.3%	12.5%
その他	23	3%	8	3%	14	3%	1	25%	9.0%	0.8%	1.0%
合計	724	100%	283	100%	437	100%	4	100%			

「その他」の内容：職場の空気をよくしてくれる存在／男性と比べ親しみやすさがあり、なんでも話せる存在／男性にない繊細な感受性を持っている。それを活かす。／男女の区別はないが体力は劣る。その点は平等になりえない。／男性・女性の区別なく人間としてどうかと考えている。／比べるものではない

仕事をする上で男女は「対等なパートナー」という回答が1位となったものの、女性が自らを「生理、妊娠、出産など仕事に支障を持つ」と感じている人が多くいました。休暇制度の導入や制度を活用しやすい職場の環境づくり等、女性が仕事をする上で身体的特徴を支障と感じさせない社会づくりが必要と考えます。

問5 女性が生涯にわたり仕事を続けるために、どのような支援や改善が必要だと思いますか。
(3つ以内選択)

	全体		男		女		性別回答無		H26	男	女
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合			
女性が働くことに対する社会全般の慣習の改善	295	15%	143	19%	152	12%	0	0%	8.4%	9.0%	8.1%
就職情報の提供・充実	42	2%	11	1%	31	3%	0	0%	7.0%	7.6%	6.6%
再就職のための研修の充実	49	2%	20	3%	28	2%	1	10%	6.2%	5.3%	6.8%
子育て後などの再就職・再雇用制度の充実	341	17%	143	19%	196	16%	2	20%	17.7%	21.8%	14.9%
保育・介護・家事の支援サービス	326	16%	109	14%	215	17%	2	20%	12.7%	8.7%	11.6%
労働条件の改善（昇進・昇格など待遇格差解消等）	163	8%	58	8%	104	8%	1	10%	8.4%	7.8%	8.3%
企業等における育児・介護休暇制度の充実	261	13%	97	13%	163	13%	1	10%	8.1%	16.2%	15.3%
多様な雇用形態	261	13%	87	12%	172	14%	2	20%	15.7%	11.2%	14.4%
家族の協力（在宅勤務、時間短縮労働等）	249	12%	78	10%	170	14%	1	10%	13.1%	12.3%	13.1%
その他	11	1%	6	1%	5	0%	0	0%	0.4%	0.0%	0.7%
合計	1998	100%	752	100%	1236	100%	10	100%			

「その他」の内容：1～9全部／労基法の周知、徹底／男女の体力、機能特性を十分考慮した仕事配分／男性が女性を養うための経済的基盤の施策／子育てしながら、仕事を両立して行うこともできる社会全般の改革／女性自身の意識改革／育児休暇等で欠損となった職場への公的支援／国会議員が一般の生活様式を知って理解を深めない限り改善しない

1位「子育て後などの再就職・再雇用制度の充実」 2位「保育・介護・家事の支援サービス」
3位「女性が働くことに対する社会全般の慣習の改善」となりました。
また、女性の1位は「保育・介護・家事の支援サービス」でした。

問6 男性が家事、育児、介護等へ積極的に参加していくために必要なことは何だと思いますか。（3つ以内選択）

	全体		男		女		性別回答無		H26	男	女
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合			
男性対象の講習会（料理・育児・介護など）の開催	231	14%	96	16%	135	14%	0	0%	17.7%	22.6%	14.5%
家庭における女性からの働きかけ	124	8%	49	8%	75	8%	0	0%	12.4%	9.8%	14.0%
学校行事への男性の参加を促すしくみづくり	176	11%	64	10%	110	11%	2	20%	11.5%	9.1%	13.1%
学校における男女平等教育	278	17%	91	15%	186	19%	1	10%	12.3%	10.4%	13.6%
職場における、育児、介護休暇等をとりやすくする環境づくり	590	36%	225	36%	360	36%	5	50%	29.8%	30.3%	29.4%
男性の家事参加を促す「家庭参加の日」などの県民運動	172	11%	67	11%	103	10%	2	20%	13.7%	15.5%	12.4%
その他	57	4%	26	4%	31	3%	0	0%	2.7%	2.4%	2.9%
合計	1628	100%	618	100%	1000	100%	10	100%			

「その他」の内容：労基法の周知、徹底／男性に家事をしてほしいとはあまり思わない／社会的な意識改革／本人次第／労働条件の改善、賃上げ／人材不足の解消／育休産中の所得補助／法律で義務化／男性がもっと家事や介護にプラスイメージを持てるようにする必要がある／経験者による講演会の開催／家族における幼少期からの教育／思いやりの心、気配り／子供の頃からの手伝いの習慣

男女ともに1位は「職場における、育児、介護休暇等を取りやすくする環境づくり」となりました。
職場における休暇制度の見直しや休暇を取ることへの理解・協力体制が求められています。。

問7 子どもに関する次のような項目について、あなたはごどう思いますか。

a：男の子は青、女の子は赤など性別で持ち物の色分けをする

	全体		男		女		性別回答無	
賛成	36	5%	22	8%	14	3%	0	0%
どちらかといえば賛成	119	16%	44	16%	74	17%	1	20%
どちらかといえば反対	212	29%	73	26%	137	31%	2	40%
反対	260	36%	101	36%	158	36%	1	20%
わからない	97	13%	41	15%	55	13%	1	20%
合計	724	100%	281	100%	438	100%	5	100%

H26男	H26女
7.4%	6.5%
27.3%	28.0%
18.2%	27.4%
28.1%	19.4%
19.0%	18.8%

b：運動部の女子マネージャーは部室の掃除など家庭的なことを担う

	全体		男		女		性別回答無	
賛成	32	4%	17	6%	15	3%	0	0%
どちらかといえば賛成	92	13%	34	12%	58	13%	0	0%
どちらかといえば反対	192	27%	62	22%	129	30%	1	20%
反対	293	41%	122	44%	168	38%	3	60%
わからない	113	16%	45	16%	67	15%	1	20%
合計	722	100%	280	100%	437	100%	5	100%

H26男	H26女
4.2%	5.9%
23.5%	24.5%
13.4%	22.3%
31.1%	21.3%
27.7%	26.1%

c：女の子は激しい運動をする部活動はさける

	全体		男		女		性別回答無	
賛成	8	1%	6	2%	2	0%	0	0%
どちらかといえば賛成	52	7%	24	9%	28	6%	0	0%
どちらかといえば反対	191	27%	68	24%	123	28%	0	0%
反対	343	48%	137	49%	204	47%	2	40%
わからない	126	18%	44	16%	79	18%	3	60%
合計	720	100%	279	100%	436	100%	5	100%

d：女の子には門限を設ける

	全体		男		女		性別回答無	
賛成	81	11%	35	13%	46	10%	0	0%
どちらかといえば賛成	217	30%	82	29%	134	31%	1	20%
どちらかといえば反対	140	19%	44	16%	95	22%	1	20%
反対	168	23%	81	29%	85	19%	2	40%
わからない	118	16%	38	14%	79	18%	1	20%
合計	724	100%	280	100%	439	100%	5	100%

性別による色分け、役割分担、運動種目は「反対」の回答が多く、ジェンダー（社会的に形成された性別）によって区別する考え方が見直されてきています。門限を設けることについては子どもの身の安全を守る観点から「賛成」が多くなったと考えられます。

問8 家族の介護は、主に女性（妻、娘、嫁）が担っていることが多いのが現状です。あなたはこれをどう思いますか。

	全体		男		女		性別回答無		H26	男	女
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
家族の介護はしたほうが良い	15	2%	7	3%	8	2%	0	0%	2.4%	3.8%	1.5%
女性にのみ負担させることは好ましくないが、今の状態では仕方ない	184	25%	81	29%	102	23%	1	20%	38.1%	39.8%	37.1%
男性も女性と等しく介護するべきである	475	66%	172	62%	300	68%	3	60%	50.8%	48.1%	52.3%
男性が介護したほうが良い	12	2%	5	2%	6	1%	1	20%	9.0%	1.5%	0.5%
その他	39	5%	14	5%	25	6%	0	0%	7.9%	6.8%	8.6%
合計	725	100%	279	100%	441	100%	5	100%			

「その他」の内容：家庭での仕事の量を考慮した負担を話し合うべき／女性としての習慣、気質特性から女性の方が適している内容もある／その都度できるかぎり協力してやるべき／同性の方がよいのではと感じる／介護される人の気持ちが一番では？／家族（介護される人）の望む人が主に行い、出来ることはその他の人もする／サービスを利用する／介護が心配な人ならば社会福祉を受けるべき／状況に応じてできるほうがやる／家庭の事情にもよるが施設の充実が必要

前回調査同様半数以上が「男女等しく介護するべき」という回答でした。また、自由回答では介護される側の意見の尊重や制度・福祉サービスの活用によって介護そのものの負担を軽減する意見もありました。

問9 あなたは現在、学業・仕事以外に何か活動していますか。（あてはまるものすべて選択）

	全体		男		女		性別回答無		H26	男	女
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
スポーツ、文化芸術等のサークル活動	114	13%	58	17%	56	11%	0	0%	16.8%	19.1%	15.4%
講座・セミナー等の受講や学習活動	53	6%	23	7%	30	6%	0	0%	-	-	-
自治会、婦人会、子供会等の地域活動	124	15%	52	15%	72	15%	0	0%	19.5%	22.4%	17.8%
ボランティア活動や社会貢献活動	51	6%	34	10%	16	3%	1	25%	-	-	-
NPO等の非営利活動	12	1%	5	1%	7	1%	0	0%	-	-	-
ブログやインスタ等での情報発信	32	4%	16	5%	16	3%	0	0%	-	-	-
その他	16	2%	9	3%	7	1%	0	0%	2.3%	2.0%	2.5%
どれにも参加していない	443	52%	151	43%	289	59%	3	75%	47.2%	47.4%	46.9%
合計	845	100%	348	100%	493	100%	4	100%			

「その他」の内容：デイケア参加／郷土芸能／保険推進委員会／学会での活動、セミナー講師／お寺

全体の半数が「どれにも参加していない」という回答でした。また、参加している人のうち男性は「スポーツ、文化芸術等のサークル活動」、女性は「自治会、婦人会、子供会等の地域活動」が1位でした。

問9_副問1（問9でどれにも参加していない以外を選択した人）あなたがその活動に参加している理由は何ですか。（2つ以内選択）

	全体		男		女		性別回答無	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
役目が順番制だから	74	17%	23	11%	51	21%		
自分の専門や能力を生かしたいから	54	12%	30	14%	24	10%		
人や世の中、地域に役立つから	71	16%	37	18%	34	14%		
自分を成長させたいから	80	18%	34	16%	46	19%		
教養を身につけたいから	20	4%	12	6%	8	3%		
実生活（職業を含む）に役立つから	27	6%	11	5%	16	7%		
行政や他人任せではいけないから	12	3%	6	3%	6	3%		
友達ができるから	41	9%	23	11%	18	8%		
時間に余裕があるから	38	8%	19	9%	19	8%		
その他	31	7%	13	6%	18	8%		
合計	448	100%	208	100%	240	100%		

	H26	男	女
	27.0%	27.6%	26.6%
	3.5%	3.8%	3.2%
	15.4%	18.1%	13.6%
	13.9%	11.4%	15.6%
	2.7%	1.0%	3.9%
	3.9%	1.9%	5.2%
	4.2%	7.6%	1.9%
	12.4%	11.4%	13.0%
	5.8%	5.7%	5.8%
	11.2%	11.4%	11.0%

「その他」の内容：ボケ防止／楽しいから／依頼されたから／ストレス発散／人的交流、情報交換のため

全体の1位は「自分を成長させたいから」となりましたが、問9の結果と合わせると、「男性は自分を成長させるためにスポーツ・芸術等のサークル活動に参加している」、「女性は役目が順番制のため子供会等の地域活動に参加している」という人が多いと考えられます。

問9_副2（問9でどれにも参加していないを選択した人）その理由は何ですか。

	全体		男		女		性別回答無	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
興味・関心がない	190	43%	73	49%	114	40%	3	75%
興味・関心はあるが参加できない	208	47%	61	41%	146	51%	1	25%
その他	41	9%	16	11%	25	9%	0	0%
合計	439	100%	150	100%	285	100%	4	100%

問9_副3（副問2で「2. 興味・関心はあるが参加できない」と答えた方）その理由は何ですか。

	全体		男		女		性別回答無	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
活動するための施設が遠い	10	5%	2	3%	8	5%	0	0%
参加したいと思える講座やサークルがない	27	12%	9	14%	18	12%	0	0%
仕事が忙しい	72	33%	28	42%	41	27%	3	100%
家事・育児・介護で忙しい	38	17%	4	6%	34	22%	0	0%
自分が高齢・病弱	38	17%	17	26%	21	14%	0	0%
費用がかかる	14	6%	1	2%	13	9%	0	0%
その他	22	10%	5	8%	17	11%	0	0%
合計	221	100%	66	100%	152	100%	3	100%

	H26	男	女
	3.0%	3.8%	2.5%
	5.5%	5.1%	5.9%
	17.1%	19.0%	16.0%
	5.5%	0.0%	9.2%
	12.1%	12.7%	10.9%
	6.0%	5.1%	6.7%
	10.6%	1.4%	10.1%

「その他」の内容：仕事、家事で疲れる／コロナ禍／一人や友人といるほうが楽しい／知る機会があまりない

副問2、3の結果から、興味関心があっても、仕事や家事・育児・介護が忙しいために参加できない人が多いことがわかりました。また、その他では、どのような活動が行われているか知る機会がないという意見もありました。

問10 女性が地域（社会）活動にもっと参加できるようにするためには、どのようなことが必要だと思いますか。（2つ以内選択）

	全体		男		女		性別回答無		H26	男	女
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
自由になる時間を増やすこと	268	22%	103	21%	163	22%	2	40%	19.0%	12.6%	19.4%
社会活動にもっと関心と意欲をもつこと	202	16%	68	14%	134	18%	0	0%	20.1%	17.4%	20.1%
家族の理解と協力	328	27%	140	29%	188	25%	0	0%	29.5%	32.4%	27.4%
隣近所の理解	38	3%	20	4%	18	2%	0	0%	2.9%	2.9%	2.9%
託児所やヘルパー制度の設備	128	10%	49	10%	78	10%	1	20%	10.7%	13.5%	8.9%
社会活動のための施設や設備の整備	117	9%	45	9%	72	10%	0	0%	8.6%	8.2%	8.9%
行政の指導や広報等の援助	82	7%	36	7%	46	6%	0	0%	6.1%	6.3%	6.1%
わからない	54	4%	11	2%	41	6%	2	40%	5.0%	5.3%	4.8%
その他	17	1%	12	2%	5	1%	0	0%	1.5%	1.4%	1.6%
合計	1234	100%	484	100%	745	100%	5	100%			

「その他」の内容：参加は個人の自由／労働時間の短縮／社会において参加しやすい雰囲気／十分活動していると思う

1位「家族の理解と協力」 2位「自由になる時間を増やすこと」

3位「社会活動にもっと関心と意欲をもつこと」となりました。

家事や育児の負担が大きく、自由に使える時間が少ない女性が多いと考えられます。家庭生活において役割分担を見直し、家族で協力できる意識づくりが必要です。

問11 女性の人権に関する次の項目について、あなたはどのように思いますか。

a：女性の幸福は結婚にあるのだから女性は結婚する方がよい

	全体		男		女		性別回答無		H26男	H26女
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
賛成	26	4%	17	6%	9	2%	0	0%	13.4%	6.8%
どちらかといえば賛成	132	18%	65	23%	66	15%	1	20%	27.6%	29.7%
どちらかといえば反対	127	17%	33	12%	94	21%	0	0%	13.4%	16.7%
反対	195	27%	63	22%	131	30%	1	20%	9.4%	12.5%
わからない	247	34%	105	37%	139	32%	3	60%	36.2%	34.9%
合計	727	100%	283	100%	439	100%	5	100%		

b：女性は仕事をもつのはよいが家事・育児はきちんとするのが当然

	全体		男		女		性別回答無		H26男	H26女
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
賛成	33	5%	19	7%	14	3%	0	0%	15.1%	8.3%
どちらかといえば賛成	174	24%	82	29%	91	21%	1	20%	43.7%	38.5%
どちらかといえば反対	209	29%	55	20%	152	35%	2	40%	11.1%	28.6%
反対	209	29%	69	25%	139	32%	1	20%	7.9%	13.0%
わからない	97	13%	54	19%	42	10%	1	20%	22.2%	11.5%
合計	722	100%	279	100%	438	100%	5	100%		

c: 結婚したら子どもをもうけるのが当然

	全体		男		女		性別回答無		H26男	H26女
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	割合	割合
賛成	48	7%	31	11%	17	4%	0	0%	29.4%	12.4%
どちらかといえば賛成	143	20%	67	24%	75	17%	1	20%	31.7%	36.8%
どちらかといえば反対	106	15%	36	13%	70	16%	0	0%	6.3%	10.4%
反対	227	32%	69	25%	157	36%	1	20%	7.1%	9.3%
わからない	196	27%	75	27%	118	27%	3	60%	25.4%	31.1%
合計	720	100%	278	100%	437	100%	5	100%		

d: 女性は結婚したら夫の姓に変える

	全体		男		女		性別回答無		H26男	H26女
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	割合	割合
賛成	75	10%	37	13%	37	8%	1	20%	27.0%	16.4%
どちらかといえば賛成	150	21%	63	23%	87	20%	0	0%	23.8%	26.8%
どちらかといえば反対	106	15%	26	9%	80	18%	0	0%	9.5%	10.8%
反対	136	19%	55	20%	79	18%	2	40%	7.1%	6.2%
わからない	254	35%	97	35%	155	35%	2	40%	32.5%	39.7%
合計	721	100%	278	100%	438	100%	5	100%		

a~dの回答結果より、女性だけが家事・育児をする、いわゆる「男は仕事、女は家庭」の考え方に変化が見られます。また、子どもをもうけることについて前回調査では「どちらかといえば賛成」が多数でしたが、今回は「反対」が多数となりました。このことについては、意識の問題だけでなく、育児の負担にも原因していると考えられます。

問12 あなたは、DV(ドメスティック・バイオレンス)に関する次のことについて知っていますか。(あてはまるものすべて選択)

	全体		男		女		性別回答無		H26	男	女
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	割合	割合	割合
配偶者や恋人など親密な関係の人から受ける暴力を「DV」と呼ぶこと	660	25%	244	25%	412	26%	4	25%	25.5%	25.2%	25.6%
DVには殴る、蹴るなど身体的暴力だけではなく、精神的、性的暴力も含まれること	667	26%	252	25%	410	26%	5	31%	24.5%	24.1%	24.7%
DV被害者を支援するための法律「配偶者からの暴力の防止及び被害者の類に関する法律」が制定されていること	402	16%	159	16%	241	15%	2	13%	18.3%	18.3%	18.4%
公的機関において、相談や被害者の一時保護を行っていること	486	19%	186	19%	298	19%	2	13%	18.6%	18.8%	18.6%
DV被害者を発見した人は、公的機関などの相談窓口または警察に通報するように努めなければならないこと	347	13%	144	14%	202	13%	1	6%	11.5%	12.5%	10.9%
全て知らない	20	1%	8	1%	11	1%	1	6%	0.7%	0.7%	0.7%
その他	9	0%	2	0%	6	0%	1	6%	0.8%	0.4%	1.0%
合計	2591	100%	995	100%	1580	100%	16	100%			

「その他」の内容：1993年に国連総体で女性に対する暴力撤廃宣言が採択されたこと／男性→女性に対するだけでなく、反対の女性→男性もDVである

前回調査と比較すると、対象者だけでなく、内容が多様であることを知っている人の割合が増えています。

問13 DVについて、あなたは身近で見聞きしたことがありますか。

	全体		男		女		性別回答無		H26	男	女
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
DVを受けた人から相談を受けた	19	3%	2	1%	16	4%	1	20%	4.6%	3.7%	5.2%
身近に暴力を受けた人がいる	73	10%	20	7%	53	12%	0	0%	12.9%	9.6%	15.0%
身近にはいないが、DVの噂を耳にした	63	9%	26	9%	37	9%	0	0%	10.3%	11.1%	9.9%
テレビや新聞などで知った	324	45%	121	44%	201	46%	2	40%	48.1%	46.7%	48.8%
DVについて見聞きしたことはない	151	21%	72	26%	78	18%	1	20%	10.6%	14.1%	8.5%
わからない	61	9%	31	11%	30	7%	0	0%	10.9%	13.3%	9.4%
その他	23	3%	3	1%	19	4%	1	20%	2.6%	14.1%	8.5%
合計	714	100%	275	100%	434	100%	5	100%			

「その他」の内容：自分自身がDVを受けた／学校で習った

半数近くは「テレビや新聞などで知った」という回答ですが、「身近に暴力を受けた人がいる」が10%、その他回答では過去に自身が被害にあったという記述もあり、身近な問題として早急な対策が必要と考えます。

問14 あなたは、DVについて相談できる窓口があることを知っていますか。

	全体		男		女		性別回答無		H26
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
知っている	427	60%	154	56%	271	63%	2	40%	50.8%
知らない	282	40%	120	44%	159	37%	3	60%	49.2%
合計	709	100%	274	100%	430	100%	5	100%	

「知らない」の回答が40%と半数に迫る結果となりました。認知度は高いとは言えない状況です。

副問1（問14で「1. 知っている」と答えた方）相談できる窓口についてどのようなところを知っていますか。（あてはまるものすべて選択）

	全体		男		女		性別回答無		H26	男	女
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
岩手福祉総合相談センター	138	12%	54	12%	84	12%	0	0%	-	-	-
岩手男女共同参画センター	45	4%	27	6%	18	3%	0	0%	5.9%	5.8%	6.5%
もりおか女性センター	97	9%	25	6%	72	11%	0	0%	8.2%	2.9%	12.1%
市役所（滝沢市役所児童福祉課）	190	17%	83	19%	106	16%	1	33%	16.8%	21.8%	13.4%
警察	357	32%	136	31%	219	32%	2	67%	32.9%	35.3%	31.0%
弁護士会、法務局、法テラス	120	11%	49	11%	71	11%	0	0%	10.6%	13.5%	8.6%
人権擁護委員	66	6%	31	7%	35	5%	0	0%			
民間の団体や機関（民間シェルター）	91	8%	24	6%	67	10%	0	0%	10.1%	8.2%	11.6%
その他	8	1%	5	1%	3	0%	0	0%	0.2%	0.6%	0.0%
合計	1112	100%	434	100%	675	100%	3	100%			

「その他」の内容：民生委員／ネットで検索／あるというのは知っているが具体的には知らない

相談窓口について「警察」以外の回答率が低いことから、各窓口についての周知が必要です。

問15 あなたが、女性に対する暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口で配慮してほしいと思うことは何ですか。
(あてはまるものすべて選択)

	全体		男		女		性別回答無	
メールで相談ができる	265	8%	122	9%	141	7%	2	10%
LINE等のSNSで相談ができる	277	8%	115	9%	160	8%	2	10%
電話で相談ができる	364	11%	156	12%	206	10%	2	10%
通話料が無料	316	9%	104	8%	210	10%	2	10%
24時間相談ができる	425	12%	152	12%	270	13%	3	14%
関連するほかの相談窓口との連携が行われる	270	8%	106	8%	162	8%	2	10%
同性の相談員がいる	426	12%	163	12%	260	12%	3	14%
匿名で相談ができる	450	13%	157	12%	292	14%	1	5%
法的知識のある弁護士等がいる	372	11%	137	10%	234	11%	1	5%
臨床心理士等の心理専門員がいる	224	7%	78	6%	145	7%	1	5%
その他	17	0%	6	0%	10	0%	1	5%
わからない	35	1%	14	1%	20	1%	1	5%
合計	3441	100%	1310	100%	2110	100%	21	100%

「その他」の内容：相談している事が相手に知られない／お互いの尊重／逃げたときに保護してくれるシェルターに誘導する人がいてほしい／友人が相談した際にスタッフから「あなたも悪いのでは？」と言われた。まずは傷ついている人の気持ちを考えた発言をしてほしい。／対応の速さ／他の人にわからないようなお店に買い物に行くような感じで相談窓口みたいなのがあるとよれるところがあるといい／DVされている人は相談ができない／相談した履歴が女性の端末に残らないしくみ（スマホを管理されていることが多いため）／配偶者に不本意に連絡しない／情報漏洩防止の徹底

全体では1位「匿名で相談ができる」2位「同性の相談員がいる」3位「24時間相談ができる」でした。自由回答においては相談者のプライバシーを守ることや相談したことがバレないことを重視する意見が複数ありました。

問16 あなたは、DVを防止するために何が重要だと思いますか。(3つ以内選択)

	全体		男		女		性別回答無		H26	男	女
法律、制度の見直し（罰則の強化など）	269	16%	104	15%	164	16%	1	20%	13.3%	14.3%	5.3%
犯罪の取り締まり強化	172	10%	76	11%	95	9%	1	20%	10.5%	11.1%	10.3%
被害者が届け出をしやすい環境の整備（操作や裁判での同性担当者の設置等）	423	25%	164	24%	258	25%	1	20%	13.4%	11.3%	14.9%
メディア（放送、出版、新聞など）を活用した、広報・啓発活動	50	3%	23	3%	27	3%	0	0%	9.7%	10.9%	8.9%
被害者のための相談窓口や保護施設の整備	357	21%	125	19%	232	22%	0	0%	14.9%	15.2%	14.6%
家庭、学校、職場における、男女平等や性についての教育の充実	139	8%	65	10%	74	7%	0	0%	7.3%	6.6%	7.7%
加害者に対するカウンセリングや更生プログラムの実施	151	9%	48	7%	103	10%	0	0%	8.8%	7.4%	9.7%
メディア（放送、出版、新聞など）が自主的に倫理規定を強化する	22	1%	9	1%	13	1%	0	0%	4.8%	5.3%	4.5%
DVを助長するおそれのある情報（雑誌、ウェブサイトなど）の取組み	90	5%	41	6%	49	5%	0	0%	8.1%	8.4%	7.9%
その他	13	1%	6	1%	6	1%	1	20%	0.7%	0.2%	1.1%

特に対策の必要はない	2	0%	1	0%	1	0%	0	0%
わからない	34	2%	11	2%	22	2%	1	20%
合計	1722	100%	673	100%	1044	100%	5	100%

0.0%	0.0%	0.0%
1.0%	1.0%	1.0%

「その他」の内容：暴力がなくなるとは思えない／通報の努力義務があること策をもっと周知する／DVを強く罰してほしい。悪いと思っていない男が多い。男性への教育が必要。家族だから訴えられないと思って暴力を振るってくる。／人間の暴力性への直視、アサーティブトレーニングの強化／加害者に問題があるのだから厳罪に処すべき／被害者の性別を問わず警察が動くようにすべき／空手教室の無料化／DVを見せられて育った、もしくは虐待されている子供への（心理的支援（連鎖を防ぐ）早期発見）／周囲の人が手助けしやすい環境をつくる

最も多い回答が「被害者が届け出を出しやすい環境の整備」でした。問15の結果を踏まえ、これまで以上に被害者を最優先に考えた支援体制の整備と活用の周知が必要と考えます。

問17 次の言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものすべて選択。

	全体		男		女		性別回答無	
ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）	6	0%	2	0%	1	0%	3	38%
LGBT（性的マイノリティを表す総称のひとつ）	592	36%	221	35%	369	36%	2	25%
女性活躍推進法	504	30%	201	32%	301	29%	2	25%
生理的貧困	148	9%	71	11%	77	8%	0	0%
見たり聞いたりしたものはない	364	22%	114	18%	249	24%	1	13%
わからない	44	3%	19	3%	25	2%	0	0%
合計	1658	100%	628	100%	1022	100%	8	100%

「LGBT」の回答が最も多く、性的指向や性自認について少しずつ理解されてきています。一方で「ジェンダー」を知らない人が多く、周知の必要があると考えます。

問18 男女共同参画社会の実現のために、今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

（3つ以内選択）

	全体		男		女		性別回答無	
男女共同参画についての理解	305	17%	139	20%	166	15%	0	0%
家庭内での役割分担	240	13%	101	14%	138	13%	1	17%
仕事と生活のバランス・調和	448	25%	167	24%	279	26%	2	33%
地域コミュニティに参加しやすい仕組みづくり	117	6%	58	8%	59	5%	0	0%
子育て環境づくり	332	18%	120	17%	210	19%	2	33%
DV被害防止対策	90	5%	26	4%	64	6%	0	0%
多様性を認め合える環境づくり	259	14%	87	12%	172	16%	0	0%
その他	10	1%	4	1%	5	0%	1	17%
合計	1801	100%	702	100%	1093	100%	6	100%

「その他」の内容：全部／人権教育／先進事例の周知と、市の基本方針の確立と共有化／不平等でよい／この国はそもそも労働時間が多すぎる。仕事の効率化を考えて労働時間を減らす。

1位「仕事と生活のバランス・調和」 2位「子育て環境づくり」 3位「男女共同参画についての理解」でした。また、その他では、労働環境の改善という回答が複数ありました。

問20 (1) 次のような項目のうち、あなたの職場で実際にあるものはどれですか。
 (2) また、それらの待遇について、現状にかかわらず、どのように思われますか。

a 女性だという理由でお茶くみ、掃除などを行う

		全体		男		女		性別回答無		H26男	H26女
(1)	ある	136	30%	52	28%	83	31%	1	25%	19.3%	31.1%
	ない	279	61%	113	61%	164	62%	2	50%	72.7%	59.7%
	わからない	39	9%	21	11%	17	6%	1	25%	8.0%	9.2%
	合計	454	100%	186	100%	264	100%	4	100%		
(2)	当然である	49	11%	25	14%	23	9%	1	33%	25.6%	11.8%
	仕方ない	37	9%	13	7%	24	10%	0	0%	14.6%	8.2%
	改善すべき	247	58%	91	52%	155	62%	1	33%	39.0%	48.2%
	どちらともいえない	95	22%	47	27%	47	19%	1	33%	20.7%	31.8%
	合計	428	100%	176	100%	249	100%	3	100%		

半数以上が「ない」と回答したものの、3割は「ある」という現状です。また、性別を理由に役割を決めることについて「改善すべき」という回答の割合は前回調査より高くなりました。

b 出産（妊娠）したら退社する女性が多い

		全体		男		女		性別回答無		H26男	H26女
(1)	ある	89	20%	35	19%	54	21%	0	0%	26.1%	25.8%
	ない	267	59%	109	59%	155	60%	3	75%	51.1%	53.3%
	わからない	93	21%	41	22%	51	20%	1	25%	22.7%	20.8%
	合計	449	100%	185	100%	260	100%	4	100%		
(2)	当然である	42	10%	24	14%	17	7%	1	33%	14.6%	10.6%
	仕方ない	53	13%	25	14%	28	12%	0	0%	24.4%	13.3%
	改善すべき	219	52%	71	41%	147	61%	1	33%	28.0%	46.0%
	どちらともいえない	104	25%	53	31%	50	21%	1	33%	32.9%	30.1%
	合計	418	100%	173	100%	242	100%	3	100%		

「ない」の回答が多く、半数を超えています。また、前回調査では男性が「どちらともいえない」が最多でしたが、今回は「改善すべき」が最多となりました。

c 重要な業務には女性が少ない

		全体		男		女		性別回答無		H26男	H26女
(1)	ある	127	28%	59	32%	68	26%	0	0%	37.1%	34.5%
	ない	244	54%	101	54%	140	54%	3	75%	43.8%	44.5%
	わからない	80	18%	26	14%	53	20%	1	25%	17.4%	21.0%
	合計	451	100%	186	100%	261	100%	4	100%		
(2)	当然である	43	10%	20	11%	22	9%	1	33%	21.7%	8.0%
	仕方ない	36	8%	17	10%	19	8%	0	0%	8.4%	11.6%
	改善すべき	239	56%	100	56%	138	56%	1	33%	51.8%	52.7%
	どちらともいえない	110	26%	41	23%	68	28%	1	33%	18.1%	27.7%
	合計	428	100%	178	100%	247	100%	3	100%		

「ない」の回答が前回調査より高くなり半数以上となりました。一方で「ある」の回答が3割近くになっており、いまだ、性別を理由に重要な業務を担えない女性がいる状況です。

d 産休や育児休暇をとる女性への評価が低い

		全体		男		女		性別回答無		H26男	H26女
(1)	ある	88	20%	25	14%	63	24%	0	0%	12.5%	26.7%
	ない	232	52%	98	53%	131	50%	3	75%	47.7%	47.5%
	わからない	130	29%	61	33%	68	26%	1	25%	39.8%	25.8%
	合計	450	100%	184	100%	262	100%	4	100%		
(2)	当然である	40	9%	20	11%	19	8%	1	33%	14.8%	11.0%
	仕方ない	21	5%	8	5%	13	5%	0	0%	9.9%	6.4%
	改善すべき	269	63%	103	59%	165	67%	1	33%	43.2%	67.0%
	どちらともいえない	96	23%	44	25%	51	21%	1	33%	32.1%	19.3%
	合計	426	100%	175	100%	248	100%	3	100%		

半数以上が「ない」と回答したものの、2割の方は評価の低さを感じています。また、「改善すべき」の回答が男女ともに半数を超えています。

e 女性は男性に比べて昇格・給料が劣る

		全体		男		女		性別回答無		H26男	H26女
(1)	ある	136	30%	44	24%	90	35%	2	50%	23.9%	35.8%
	ない	176	39%	90	48%	85	33%	1	25%	54.5%	37.5%
	わからない	138	31%	52	28%	85	33%	1	25%	21.6%	26.7%
	合計	450	100%	186	100%	260	100%	4	100%		
(2)	当然である	32	7%	18	10%	14	6%	0	0%	17.1%	6.2%
	仕方ない	27	6%	13	7%	14	6%	0	0%	11.0%	6.2%
	改善すべき	300	70%	115	65%	182	73%	3	100%	45.1%	66.4%
	どちらともいえない	71	17%	31	18%	40	16%	0	0%	26.8%	21.2%
	合計	430	100%	177	100%	250	100%	3	100%		

前回調査では女性の回答は「ない」が最多でしたが、今回調査では「ある」の回答がわずかに上回りました。また、「改善すべき」が70%と高く、企業側への周知が必要と考えます。

f 男性は育児休暇を利用しにくい

		全体		男		女		性別回答無		H26男	H26女
(1)	ある	230	51%	106	57%	122	47%	2	50%	61.4%	49.2%
	ない	86	19%	41	22%	45	17%	0	0%	13.6%	7.5%
	わからない	136	30%	40	21%	94	36%	2	50%	25.0%	43.3%
	合計	452	100%	187	100%	261	100%	4	100%		
(2)	当然である	22	5%	12	7%	10	4%	0	0%	8.6%	2.6%
	仕方ない	44	10%	25	14%	19	8%	0	0%	16.0%	9.6%
	改善すべき	298	69%	113	64%	184	74%	1	33%	55.6%	66.4%
	どちらともいえない	65	15%	27	15%	36	14%	2	67%	19.8%	21.2%
	合計	429	100%	177	100%	249	100%	3	100%		

男性の半数以上が育休を利用しづらいと回答しています。また、全体の約7割が「改善すべき」と回答しています。

g 女性は家事をこなしてから仕事する

		全体		男		女		性別回答無		H26男	H26女
(1)	ある	252	56%	68	37%	181	69%	3	75%	41.4%	68.6%
	ない	80	18%	53	29%	27	10%	0	0%	21.8%	14.9%
	わからない	116	26%	62	34%	53	20%	1	25%	36.8%	16.5%
	合計	448	100%	183	100%	261	100%	4	100%		
(2)	当然である	21	5%	12	7%	9	4%	0	0%	11.1%	4.4%
	仕方ない	70	16%	22	13%	48	19%	0	0%	25.9%	28.1%
	改善すべき	250	58%	92	52%	156	62%	2	67%	30.9%	43.9%
	どちらともいえない	90	21%	50	28%	39	15%	1	33%	32.1%	23.7%
	合計	431	100%	176	100%	252	100%	3	100%		

女性の7割近くが「ある」と回答しています。また、この現状について半数以上が「改善すべき」と回答しており、固定的性別役割分担をなくす取り組みが必要です。

問21 今のあなたの主たる仕事は、どの程度やりがいのある仕事だと思いますか。

	全体		男		女		性別回答無		H26
やりがいがある	119	26%	52	28%	65	24%	2	50%	36.7%
まあやりがいがある	193	42%	75	40%	118	44%	0	0%	37.2%
どちらともいえない	102	22%	46	24%	55	21%	1	25%	42.0%
あまりやりがいがない	24	5%	6	3%	18	7%	0	0%	6.9%
やりがいがない	21	5%	9	5%	11	4%	1	25%	
合計	459	100%	188	100%	267	100%	4	100%	

前回調査では「どちらともいえない」が最多でしたが、今回調査では「まあやりがいがある」「やりがいがある」の割合が高くなりました。

問22 家族で農林漁業を営んでいる方におうかがいします。あなたは、農林漁業に従事したことに対する労働報酬（給料等）を、受け取って（払って）いますか。

	全体		男		女		性別回答無	
定期的に取り取って（払って）いる	2	9%	1	7%	1	11%	回答無	H26
ときどき取り取って（払って）いる	3	13%	2	14%	1	11%		66.7%
ほとんど取り取って（払って）いない	4	17%	3	21%	1	11%		-
まったく取り取って（払って）いない	14	61%	8	57%	6	67%		-
合計	23	100%	14	100%	9	100%		33.3%

前回調査と結果が逆転し「まったく取り取って（払って）いない」が61%となりました。

問23 結婚されており、配偶者と同居している方におうかがいします。あなたの家庭では、家庭内の役割分担を主にだれが担っていますか。
（（1）あてはまるもの（2）理想と考えるもの を回答）

a 食料品等の買い物

		全体		男		女		性別回答無		H26男	H26女
(1)	自分	187	38%	14	8%	170	55%	3	100%	主に妻 59.3%	主に夫 2.5%
	配偶者	68	14%	63	35%	5	2%	0	0%		
	夫婦共同	225	46%	99	55%	126	41%	0	0%	35.7%	
	その他	13	3%	4	2%	9	3%	0	0%	0.5%	
	合計	493	100%	180	100%	310	100%	3	100%		
(2)	自分	60	13%	5	3%	55	19%	0	0%	主に妻 29.2%	主に夫 0.5%
	配偶者	23	5%	18	11%	5	2%	0	0%		
	夫婦共同	371	80%	139	83%	230	78%	2	100%	66.3%	
	その他	11	2%	5	3%	6	2%	0	0%	2.2%	
	合計	465	100%	167	100%	296	100%	2	100%		

前回調査では女性（妻）が最多でした。今回調査でも女性が行っているという回答が多いものの、全体で見ると夫婦共同で行っている人が増えてきています。

b：料理

		全体		男		女		性別回答無		H26男	H26女
(1)	自分	240	49%	7	4%	230	74%	3	100%	主に妻 83.1%	主に夫 0.5%
	配偶者	123	25%	115	65%	8	3%	0	0%		
	夫婦共同	113	23%	49	28%	64	21%	0	0%	11.3%	
	その他	14	3%	6	3%	8	3%	0	0%	0.5%	
	合計	490	100%	177	100%	310	100%	3	100%		
(2)	自分	62	13%	4	2%	58	19%	0	0%	主に妻 43.7%	主に夫 0.0%
	配偶者	51	11%	42	26%	9	3%	0	0%		
	夫婦共同	332	72%	111	68%	219	73%	2	100%	52.5%	
	その他	19	4%	7	4%	12	4%	0	0%	2.2%	
	合計	464	100%	164	100%	298	100%	2	100%		

男女別の結果でみると、料理は女性（妻）が行っているという割合が高く、夫婦共同が理想と回答した人が7割を超えています。

c：食後の片づけ

		全体		男		女		性別回答無		H26男	H26女
(1)	自分	219	45%	20	11%	197	64%	2	67%	主に妻 61.6%	主に夫 5.1%
	配偶者	79	16%	65	37%	14	5%	0	0%		
	夫婦共同	177	36%	86	48%	91	30%	0	0%	26.8%	
	その他	14	3%	7	4%	6	2%	1	33%	2.0%	
	合計	489	100%	178	100%	308	100%	3	100%		
(2)	自分	43	9%	16	10%	27	9%	0	0%	主に妻 15.8%	主に夫 4.4%
	配偶者	31	7%	11	7%	20	7%	0	0%		
	夫婦共同	373	80%	131	80%	240	80%	2	100%	76.0%	
	その他	17	4%	5	3%	12	4%	0	0%	2.7%	
	合計	464	100%	163	100%	299	100%	2	100%		

食後の片づけについては、女性（妻）が担う割合が高いものの、前年と比較すると夫婦共同の割合が高くなっています。また、全体の80%が夫婦共同が理想と回答しています。

d：掃除・洗濯等

		全体		男		女		性別回答無		H26男	H26女
(1)	自分	212	44%	13	7%	197	64%	2	67%	主に妻 71.7%	主に夫 1.5%
	配偶者	88	18%	80	45%	8	3%	0	0%		
	夫婦共同	177	36%	80	45%	96	31%	1	33%	21.7%	
	その他	10	2%	5	3%	5	2%	0	0%	1.0%	
	合計	487	100%	178	100%	306	100%	3	100%		
(2)	自分	51	11%	12	7%	39	13%	0	0%	主に妻 23.1%	主に夫 0.5%
	配偶者	20	4%	11	7%	9	3%	0	0%		
	夫婦共同	380	82%	138	83%	240	81%	2	100%	70.3%	
	その他	14	3%	5	3%	9	3%	0	0%	4.4%	
	合計	465	100%	166	100%	297	100%	2	100%		

男女別でみると女性（妻）が担っている割合が高く、全体の82%が夫婦共同が理想と回答しています。

e : 自治会行事等への参加

		全体		男		女		性別回答無		H26男	H26女
(1)	自分	201	41%	62	35%	136	44%	3	100%	主に妻 36.0%	主に夫 21.5%
	配偶者	99	20%	40	23%	59	19%	0	0%		
	夫婦共同	128	26%	50	28%	78	25%	0	0%	29.0%	
	その他	61	12%	25	14%	36	12%	0	0%	9.1%	
	合計	489	100%	177	100%	309	100%	3	100%		
(2)	自分	29	6%	19	12%	10	3%	0	0%	主に妻 4.6%	主に夫 12.0%
	配偶者	56	12%	6	4%	50	17%	0	0%		
	夫婦共同	327	71%	121	74%	204	69%	2	100%	75.4%	
	その他	49	11%	18	11%	31	11%	0	0%	5.1%	
	合計	461	100%	164	100%	295	100%	2	100%		

男女ともに回答者本人が参加している割合が高いものの、家庭内で夫婦どちらかが担っている状況です。行事の内容や状況に応じて分担する「夫婦共同」が求められていると考えます。

f : 高齢者の世話・介護

		全体		男		女		性別回答無		H26男	H26女
(1)	自分	75	18%	8	5%	66	26%	1	33%	主に妻 30.8%	主に夫 3.0%
	配偶者	38	9%	29	19%	9	4%	0	0%		
	夫婦共同	108	26%	49	32%	58	23%	1	33%	24.8%	
	その他	188	46%	65	43%	122	48%	1	33%	39.1%	
	合計	409	100%	151	100%	255	100%	3	100%		
(2)	自分	12	3%	3	2%	9	3%	0	0%	主に妻 3.2%	主に夫 3.2%
	配偶者	12	3%	5	3%	7	3%	0	0%		
	夫婦共同	297	71%	106	70%	189	71%	2	100%	75.3%	
	その他	98	23%	37	25%	61	23%	0	0%	17.5%	
	合計	419	100%	151	100%	266	100%	2	100%		

前回調査同様「その他」の回答が多く、子や福祉サービスの利用が多いと考えられます。
その他を除くと家庭内における介護は女性（妻）の割合が高い状況です。

問24 結婚や出産を経験されている女性におうかがいします。
あなたと仕事の関係は次のどれですか。あなたと仕事の関係は次のどれですか。

	女	
結婚または出産後、継続して働いている	113	35%
結婚・育児（出産）のため一時やめ、また働いている	119	37%
結婚・育児（出産）のため仕事をやめた	61	19%
これまで仕事をもったことがない	6	2%
その他	23	7%
合計	322	100%

（問24で1，2，3のいずれかを選んだ方）

副問 あなたは今後のご自身の仕事についてどのように考えていますか。

	女性	
継続して働きたい	172	58%
現在働いていないが今後働きたい	29	10%
働きたくない	54	18%
わからない	40	14%
合計	295	100%

18歳未満の子どもがいる方におうかがいします。

問25 あなたの家庭では、次のような役割を主に誰が担っていますか。

（（1）あてはまるもの（2）理想と考えるもの を回答）

a：乳幼児の世話・育児

		全体		男		女		性別回答無		H26男	H26女
(1)	自分	79	41%	0	0%	78	63%	1	33%	主に妻 51.0%	主に夫 0.0%
	配偶者	19	10%	19	29%	0	0%	0	0%		
	夫婦共同	87	46%	40	62%	45	37%	2	67%	29.3%	
	その他	6	3%	6	9%	0	0%	0	0%	18.4%	
	合計	191	100%	65	100%	123	100%	3	100%		
(2)	自分	11	6%	1	1%	10	8%	0	0%	主に妻 9.8%	主に夫 1.3%
	配偶者	4	2%	4	6%	0	0%	0	0%		
	夫婦共同	168	89%	58	87%	108	90%	2	100%	79.1%	
	その他	6	3%	4	6%	2	2%	0	0%	9.8%	
	合計	189	100%	67	100%	120	100%	2	100%		

前回調査では、女性（妻）の回答が最も高く51%でしたが、今回調査では夫婦共同が最も高く46%でした。

男女別でみると女性が担う割合が高いものの、育児における役割分担に変化が見られます。

b: 子どものしつけ・勉強

		全体		男		女		性別回答無		H26男	H26女
(1)	自分	63	33%	1	1%	61	50%	1	33%	主に妻 37.1%	主に夫 2.6%
	配偶者	10	5%	10	15%	0	0%	0	0%		
	夫婦共同	114	59%	51	76%	61	50%	2	67%	43.0%	
	その他	6	3%	5	7%	1	1%	0	0%	16.6%	
	合計	193	100%	67	100%	123	100%	3	100%		
(2)	自分	6	3%	2	3%	4	3%	0	0%	主に妻 3.9%	主に夫 5.2%
	配偶者	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%		
	夫婦共同	180	95%	63	94%	115	95%	2	100%	83.2%	
	その他	4	2%	2	3%	2	2%	0	0%	7.7%	
	合計	190	100%	67	100%	121	100%	2	100%		

現状で「夫婦共同」と回答した割合が前回調査よりも高い59%となりました。男女ともに半数以上が夫婦共同で子どものしつけ・勉強を行っています。

c: PTAへの出席

		全体		男		女		性別回答無		H26男	H26女
(1)	自分	100	52%	6	9%	91	74%	3	100%	主に妻 58.7%	主に夫 2.0%
	配偶者	27	14%	25	37%	2	2%	0	0%		
	夫婦共同	39	20%	22	33%	17	14%	0	0%	19.3%	
	その他	27	14%	14	21%	13	11%	0	0%	19.3%	
	合計	193	100%	67	100%	123	100%	3	100%		
(2)	自分	7	4%	1	1%	6	5%	0	0%	主に妻 15.2%	主に夫 3.8%
	配偶者	9	5%	3	4%	6	5%	0	0%		
	夫婦共同	165	86%	59	87%	104	86%	2	100%	72.8%	
	その他	10	5%	5	7%	5	4%	0	0%	8.2%	
	合計	191	100%	68	100%	121	100%	2	100%		

前回調査同様、PTAへの出席は女性（妻）が担っている割合が高い状況です。また、夫婦共同が理想と回答した人は86%でした。

問26 家庭における子どもの育て方について、しつけ・教育で気づかっているものはなんですか。
 (男女各々3つ以内選択)

a: 男の子

	全体		男		女		性別回答無		H26
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
家事能力	28	5%	9	5%	19	6%	0	0%	1.5%
職業能力	19	4%	6	3%	13	4%	0	0%	6.1%
礼儀正しさ	115	22%	47	25%	67	21%	1	33%	18.2%
行動力	49	9%	18	9%	31	10%	0	0%	6.1%
たくましさ	27	5%	14	7%	13	4%	0	0%	6.1%
優しさ	99	19%	32	17%	66	20%	1	33%	21.2%
協調性	80	15%	32	17%	47	15%	1	33%	22.7%
自立性	72	14%	23	12%	49	15%	0	0%	6.1%
忍耐力	29	6%	10	5%	19	6%	0	0%	12.1%
合計	518	100%	191	100%	324	100%	3	100%	

b: 女の子

	全体		男		女		性別回答無		H26
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
家事能力	40	8%	16	10%	24	9%	0	0%	8.5%
職業能力	15	3%	6	4%	8	3%	1	17%	3.4%
礼儀正しさ	122	24%	46	27%	74	26%	2	33%	23.7%
行動力	35	7%	11	7%	24	9%	0	0%	0.0%
たくましさ	14	3%	9	5%	4	1%	1	17%	1.7%
優しさ	115	22%	38	23%	75	27%	2	33%	28.8%
協調性	77	15%	35	21%	41	15%	1	17%	22.0%
自立性	69	13%	22	13%	47	17%	0	0%	3.4%
忍耐力	23	4%	7	4%	16	6%	0	0%	8.5%
合計	455	88%	168	100%	281	100%	6	100%	

子どもの育て方について、男女ともに1位「礼儀正しさ」、2位「優しさ」、3位「協調性」という回答でした。

副問 子供の学歴は必要だと思いますか

a: 男の子

	全体		男		女		性別回答無	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
高等学校	69	22%	21	29%	24	20%	24	20%
専門学校	28	9%	4	6%	12	10%	12	10%
短大・高専	16	5%	2	3%	7	6%	7	6%
大学以上	183	58%	41	57%	71	58%	71	58%
その他	22	7%	4	6%	9	7%	9	7%
合計	318	100%	72	100%	123	100%	123	100%

H26男	H26女
44.0%	28.0%
12.0%	18.0%
8.0%	8.0%
32.0%	44.0%
4.0%	2.0%

b: 女の子

	全体		男		女		性別回答無	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
高等学校	48	25%	20	28%	27	23%	1	33%
専門学校	21	11%	7	10%	14	12%	0	0%
短大・高専	22	11%	4	6%	18	15%	0	0%
大学以上	87	45%	36	50%	51	43%	0	0%
その他	15	8%	5	7%	8	7%	2	67%
合計	193	100%	72	100%	118	100%	3	100%

H26男	H26女
34.8%	28.8%
8.7%	23.1%
17.4%	11.5%
34.8%	36.5%
8.5%	0.0%

「その他」の内容：特に学歴は必要だと思わない、子供の意思を尊重

子どもの学歴については、前回調査の男性の回答は男の子・女の子ともに「高校以上」が最も多くなっていましたが、今回調査では男女ともに「大学以上」が最も多くなりました。

問 19 自由意見

- 男の単身では参加しづらい
- 市役所は気軽に相談できる場所にする。役所的な考えではダメ。
- 私も夫も高齢者ですが働けるうちは身体と心のためにも社会とかかわり合って生きていきたいと
思います。退職して家にいる方々もそう思っていると感じます。そう考えている人々が集まれるよ
うな職場又は地域対策を望みます。
- 女性がすべて男性と同等の仕事をしたとは思っていないと感じるが、権利はあると思う。その
見極めをしないと法律や社会づくりが先行してしまい、男女ともに生きにくい社会となってしまう
可能性がある。しっかりと家事を分担している男性もいることをしっかりアピールしていくことも
大事だと思います。
- 地域ならではの慣習にしばられている部分が多いように感じる。不変で絶対的な価値観があるので
はなく、流動的で多様な価値観を尊重しあえる社会になれば良いと考える。
- 問 12 から DV の質問がありましたが、男女共同参画と DV がどのような関連があるか、私の認識
不足ではありますが、もう少し、詳しく説明があっても良かったのでは。"
- SNS 等による積極的な情報配信
- わからない
- 女性が家事育児、介護に縛られていて、社会で活躍できないのはほかにする人がいない・仕方がな
いという観念があり残念である。女性が自由に自分の時間を持てるよう社会が男性の意識を変えな
ければならないと思う。
- 男女共同参画という性を強調しているタームよりも、多様性・共生社会づくりをしたほうが良いと
思う。もはや、男女という枠組みからもう少し包括的な概念が必要と思います。
- 男女共同参画会議のメンバーはもっと実生活において一般的な人をもっと参加させるべきだと思
う。ただし会議のようぼうが、今後検討しますで終わらないことが必要で、何年で問題がクリアで
きるかという事が政治に必要だと思う
- 肉体的機能の優劣は致し方ありませんが、脳の機能および心理学的な男女の差がわかりません。故
に女性の地位の向上について脳を科学的に調べ、又、心理学的に検証する必要があると思います
- 学校教育及び社会教育を通じてのこの種教育の仕組充実
- 情報の過剰と価値の多様性という現代において増々選択の困難を感じる方もいらっしゃると思
います。価値の意味を知るためには個人個人の所謂常識や良識に（これまでかろうじて残ってきたも
のとしての）立ち返ることが必要なのではないのでしょうか。
- そもそもこの言葉自体今回初めて知りました。そのくらい浸透していません。若い世代の教育も
必要（小学校低学年の内から）ですが。40 代世代の親の世代にも、今の世の中を勉強する場があっ
ても良いと思う。その人たちが理解をしてくれないと私たちは生きづらい。今の 40 代はその間に
挟まれていると思う。
- 女性の職場を多く作り出すこと女性の働きやすい施設の整理と環境を進めてもらいたい。（現在は
不十分です）
- 男女、年齢関係なくいまやれることをやるのが社会を回す一歩になると思う
- 生物学的な体の違いに配慮は必要だと思いますが、少しずつ、男女が平等になり、ゆくゆくは、こ
のような男女平等への考え方そのものがなくなっても大丈夫な社会になること願います。

- LGBT の人たちのことを意識しすぎるのもどうかと思う。男、女それぞれにいいところがあるし、そうでなくとも（LGBT の人）分かり合えれば、それでいいこともあるから。
- 申し訳ございませんが、いまいち男女共同参画社会づくりの意味を理解できずちゃんとした返答になっているのか不安ですが、本気でアンケートに答えておりますので、ご理解の程よろしく願いいたします
- 30 年間も給料の上がない日本社会では、経済的余裕がない。この状態で男女参画社会の実現はできない。
- 滝沢市に結婚祝い金制度がなく、制度がある地域より家庭環境づくりにあまり力をそそいでいないのかなと思いました。
- 男女雇用機会均等法が成立してから 30 年以上がたつが、法だけがあるように思える。実現させたいなら、厳しい罰を設ければ良いと思う。
- 日本社会全体的にまだまだ男は仕事、女は家庭といった意識が強く共働き世帯も増えて来ているが、女性の負担が多い。特に 40 歳以降の男性で社会的地位の高い人に女を下に見る傾向が多いように感じる。まずは子育て世帯にもっと力を入れて対策をとるべきだと思うが、社会的地位の高い男性への教育も必要。また、幼稚園、保育園、小学校の子供たちへの性教育も含めた教育の大事。日本、さらに岩手若干遅れている。
- 自身が「女性だから、夫に言っても、やってくれないから」と考えていることが、共同というところまで、いけないと感じている。勝手に「役割分担」と、あきらめているような気がする。これは、やはり、幼いころからの、社会、教育の場での教えが大切だと思う。一度根がはった考え方を覆すのはなかなか難しいと思う。
- 滝沢市はどんどん農地がつぶされ、農業が崩壊に向かっている。また、大学生などの高等教育への進学率も低い。これらは、従来の男性優位社会も一因と思われる。これらをよく打開できるように男女共同参画社会作りが必要である。*後継者は男、女は大学不要の考え。現在の日本社会ではまだまだ「男女共同参画社会づくり」への方向性を確立することに時間が必要と感じる。
- まだまだ周りの理解がないと思う
- 「たきざわ輝きプラン 2」はじめて聞きました。浸透していないと思います。この意識調査は本当に改革しようとしている人が作っているとは思えません。市はもっと真剣に考えるべき。
- 男女平等や性についての理解は頭ではできているが、小さいころからの「男だから」「女だから」という考え方がしみついているためか、違和感を感じてしまう。そういったことをなくすため子供の頃からの男女平等や性についての学習を多目にとり入れてほしい
- 高齢者への支援が充足されつつあると思うが、若い人（小児も含め）が生活しにくい環境であると思われる。
- 企業によってではあるが、男性が育児介護関連で休暇を取ることに理解を示さないところも見受けられる（特に工場技術職、建設など男性が多い企業は、上司の個人的思考に左右される）女性が産育休を取得してもほかの同僚にしわ寄せがきてしまい、申し訳ない気持ちが強い。人材確保などのフォローがあつての福利厚生だと思う。
- やはり思いやりと協力が必要であると考えます。
- 男性、女性、性別問わず、みんなが働きやすく生活しやすい環境、社会になっていければいいと思う。

- 1.この意識調査の狙いはH26年からの市民の意識の変化を把握することにあるのですが、選ばれた側からするとだいぶ無理な質問(答えようがないもの)が目立ちます。2.究極の行政施策は「男女共同参画社会実現の為、行政のトップを女性に担ってもらおう」ことだと思います。
- 近所の女性(60代)で、いろいろ活動している人がいますが、毎日のように出歩いています。家庭内の役割分担をしていると思いますが、大したもんだと思う反面、大丈夫かな?ご苦労様なことだと、冷ややかに見ている自分がいます。(同性だし昔風に考える自分がいる)
- 男女共同参画社会基本法... 聞いて久しいが私の周り、職場では何も変わっていないと思う。中小企業は変わらない。
- 今の国の考え方は、子育ての面についても十分ではなく妊娠時は手厚くても子供を産み育てるとなると母の育児の負担を軽減してくれる施設は少なく、(一時預かりも金額が高い)、医療費も三歳から自己負担がかかる。給料も共働きでやっとのこの世の中で保育園料も0歳~2歳までかかるのでなかなか女性は休めない。国の制度から変えてほしい。
- 平等、共同などと言うけれど、体格差、身体の特徴からどうしても平等にできないこともある。あまり行き過ぎた男女平等を推進しないでほしい。正直みんながみんな社会に出て平等に働きたいとは思っていないので。
- 今でこそ、男女平等、育児休も男性が取れる時代だけどどれだけの人がとれているのだろう。女性は、やはり、心理的にも身体的にも負担が多いと思う。仕事と生活のバランス、男女共同参画社会、いろいろ難しいテーマだと思う。
- 地域密着
- ""共同""なら良いと思う。しかしなんでも""男女平等""は駄目だと思う。脳の仕組みも体の作りも違うのだからなんでも同じようにこなすのは不可能。女性は生理も出産もあるしどうしたって力は男性に劣る。能力に適した役割分担が必要だと思う。
- 50代の女性です。私の世代は、女性は育児、家事をするのが当たり前でしたが、息子が家事、育児に頑張っている姿は、新鮮でほほえましくさえ思えます。家事、育児に参加し、夫婦で協力してこそ、円満な生活がおくれるのかもしれませんが。共働きじゃないと暮らしていけない今の時代を恨めしくも思いますが。共働きである以上は、家族で協力し、相手を尊重する。思いやりが大事ですかね..心がけます!
- まだまだ国会でさえも男性社会である
- よくわからないが、男女問わず得意分野で活動できる周りの理解。そこにやる気と達成感が生まれ、活発な社会が生まれるのでは?と個人的には思っている。
- そもそも「男女平等参画社会づくり」がどのような活動を行っているか全体像の把握ができていないです。講習会などを開催していただいても仕事などで参画できないことが多いので、いつでも読めるようなパンフレットを配布してもらえると嬉しいです。
- 子育て環境支援や介護支援に力を入れてほしいです。併せて保育士さんや介護さんの待遇改善が必要だと思います。
- 女性が子供を育てるのが当たり前になっていて、保育園も母が休みは、あずけないとなってる感じがそもそも母親の時間がない。母親も休みの日はリフレッシュする時間やスキルアップする時間が必要だと思う。今の保育園から見直してほしい。小学校や中学も月に何回かは学校で子供を見る日(土、日)などあればいいと思う。

- 職場で、独身者に夜勤をやらせるという話が出るが、男性に関しては、ただ単に独身だからなのに対して、女性に関しては、結婚している人は、旦那のご飯を作らなきゃいけないからとか、家のことをやらなきゃいけないからという理由で夜勤はなし。独身女性は世話しなきゃいけない人がいないからと、打診される。なぜここまで男中心に物事を考えるのか理解できない。このようなアンケートを会社名を記入させた上で、18歳以上全員にやらせていいと思う。誰にも気づいてもらえずに苦しんでいる人はたくさんいるはず。
- 明治時代に生まれた母親に育てられた妻は、「女はこうであらねば」といった固定観念を持っており、家庭内においても、自分の守備位置を守ろうとする気が優先して、家庭内で夫の入り込む余地が少ない。一面、幸せなことかもしれない。
- 官公庁等が行っているアンケートは、その後どの様に生かされているのかがまったくわからない。アンケート結果を集計するだけにならないことを希望します。
- どの世代においても、意識の変化の促しが必要だと思います。親世代は難しいので、子供の教育を。
- 産休後の会社（仕事）へのスムーズに戻れる環境になるとよいと思う。男性がもっと家事にかかわるようになると良いと思う。
- 公務員等が特にこういう考えが必要。
- 男、女、お互いを尊重する個々人の意識変革がまず必要だと思います。仕事より家族を大事にするファミリーファースト社会の実現をぜひ目指したいものです。（おおざっぱな意見ですが）
- お互いがやれる事をやって、やれないときは頼んで協力しあえばいいと思う。職場が休みを取りやすい環境を作ってくれば、男性も女性も家族や社会活動に参加できるのでは。誰もが休みを取りやすい環境を平等に休める法律を作してほしいです。
- 女性の研究者、技術者を増やすためには、子育て環境の充実（ソフト・ハード両面）、復帰後のキャリア支援プログラムの充実が不可欠。
- 直接関係するか分からないが市内の公園の遊具を充実させてほしい。夫が休みの日、近くの公園には遊具がないからという理由をつけて子供を公園に連れて行かないことがある。盛岡や他の市町村より充実していないのはなぜか。大人も子供も喜ぶような公園を増やしてほしい。
- 子育て支援の強化、ほかの市町村に比べ、子育てがしにくい環境になっているため、対応が必要。
- 身近にDVを受けて離婚している方がいますが、加害者側の家族にも問題があり、DVをする本人だけの問題ではないだけに難しいです。価値観はそれぞれと言いながら、他者に危害を加えても平然としている。親世代も野放しにして…。何か報復を恐れることなく、こういう一族の価値観も改めるきっかけになるものが出来上がるといいなと思います。
- 仕事面で、過剰に意識しすぎて、結果女性が優遇されて公平性が損なうことになってはいけないと思う。
- このような参画計画のことを知らないで過ごしてきました。世の中の移り変わりの変化に対応できるよう、自分自身のアンテナを高くしていきたいと思いました。事件ばかりの情報、コロナ禍で特に異なる年代の方との会話の機会が少なく何を考えているか理解できないうちです。外面と内面のこともあるしアンケート結果楽しみです。
- 具体的には思いつかない。見止めてやるより見止めてもらえる行動が必要だ！
- 制度を整えるのもいいが、子育てに関するサービス（給付金含む）や施設を増やさないと何も解決しないと思う。

- 男女共同参画についての研修会（オンライン）に参加したことがあります。始めは、女性がこぶしをふりあげ""男女平等～！！""と叫ぶ内容と思っていましたが、男性に対して共働きだとこんなに良いよ、そのためにはお互い育児や家事をやろう！女性はすごいんだよ、とか面白く楽しく説明しているものでした。若い男性がみたらいいのになどその時感じました。企業で男性向けに研修会をやればいいのに…。男女共同参画は女性が前へどこか進むのではなく、男女一緒にやりましょうという感じだと思います。性別をなくしたり、無視したりすることないと思う今日この頃です。
- 教育活動における男女の区別の仕方を考えるべき。子供の選択の自由があまり感じられない。社会的に考え方、理解が浸透していないのは事実だから、難しいところではあると思うが。
- 古い習慣による女性社会参画への障害が無くなる事は当然として、男女共同参画社会作りを進める中で逆に女性が優遇される場面が増えてきているとも感じる。本来は実力主義成果主義に基づいて競争されることが理想で男女を問わず優秀な人材が貢献できる社会を目指すべきではないか。
- 出産、育児に対する経済的補助の充実と周知が必要という意見をよく耳にしますし、必要と感じます。自身は出産、育児の経験がなく、実感としてはありませんが、出産、育児をしないという選択をしている理由の一つは経済的な不安であるためです。
- 時代に合わせた考えを持つ
- 男→女だとセクハラだとか問題になるケースがたくさんあるのに、女→男何を言っても何をやっても許されるケースが多いのはなぜですか？女ばかりが損をしているという考えは間違っています。性別で区切るのがおかしいです。
- 関東の首都圏からの移住者です。岩手以外の他県のことを知っている人の意見や違いをもっともっと聞いたほうが良いと思います。男女だけじゃない格差もたくさんあります。老若男女が暮らしやすい岩手県を作りたいです。移住は失敗だったと思い、再度元の首都圏へ戻る予定です。子供たちがみんな戻りたいと言っているからです。みんなが住んで良かったと思える岩手県なら良かったのにとっています。
- 子供を産み育てられる社会になってほしい
- こんなとこに金かけなくてもっと良いとこにかけたほうが良い。本当にこのアンケートは考慮されますか？
- 画一的な男女平等ではなく、男性、女性各々の多様性も認めていく事も必要なのでは。又、女性の社会参加（政治や管理職等）をパーセントで決めるのは、それ自体が差別と感じている。
- 今の男女共同参画社会づくりは決められた多様性を押し付けている。どのような、多様性でも認め合える環境が必要だと考える。
- 地域社会、家庭、職場の三つが必要となる取り組みの重点化し、明確化を図り、より実効性のある計画などを進めてほしい。（三位一体）
- 滝沢市の男女共同参画の取り組みの成果、課題を広報やセミナー、講演会等で周知し、男女共同参画の全市民の意識を高めてほしい
- まずは市役所職員さん全員がワークライフバランスをとって男女が平等に活躍する家庭生活を実現させそのうまくいった方法を広めてほしい
- 問1にある「男性らしく」「女性らしく」という差別や偏見はあってはならないことだと思いますが、区別は必要だと思います。あたかも全ての女性は外で働きたい、男性は家庭の仕事をやりたくないというのは少し違うと思います。昔はとは言いますが今もさほど変わっていないと思います。

男性が外で働き、女性は家の仕事にプラスでパートもしている方も沢山いると思います。女性が働きやすい世の中になることも大事ですが、男性も専業主婦の方があっている人も世の中にはいると思います。性別関係なく自分にあった働き方をしていける世の中でそういう多様な生活の形、働き方があっても何も思わない、言われない理解がある世の中になることが大事だと思います。また、問4で仕事をするうえで女性の存在について男性にとって対等なパートナーという選択肢がありますが、ほかの選択肢を考えた上でこれが一番まともな気がしますが、この選択肢でも違和感がありました。なぜなら、男性であっても女性であっても性別が同じだけで考えがすべて一括りにされるのは間違っていると思います。仕事をするうえで、女性はどうのような存在かという問いでも男性にとっても、また女性が女性にとっても対等な存在という選択肢があってもいいのではないかと思います。最後に男性、女性とありますが働き方改革があるにもかかわらずすべて改善されていないので、そこから見直す必要があると思います。

- 平等なんて求めてたら世の中がまわらない
- 今後も見返りを求めず生きていきます。
- 働き方改革の見直し
- 少し前の時代に比べたら、学校の参観日や行事に両親でくる人が増えたと思います。育児において、クラブ活動や習い事などの送り迎えも母だけではできないので、旦那さんが協力している家庭も多いと思います。しかし、今現在問題になっているのは一人親家庭なのではないかと思います。女性である母親には制度が充実しているのかもしれませんが、男性の父親だけの家庭はどうなのでしょう。男性、女性と分けずに、一人親家庭の見直しも必要かと思います。未来の子供たちのためにも。
- 具体的な活動結果がわからない、成果が見えない。アンケートに同封すべき。他市町村と比べ仕事が遅いで有名であるが、他にやるべき仕事があると思います。子育て支援も弱く、市民に寄り添った社会づくりをお願いします。封筒のサイズも非常識で民間ではありえない。